

事務所
TOPIC

おかげさまで10周年！弊所の歴史(3) 売上拡大と全国展開に向けた 基盤づくりの2年間

現在、「さくマガ！」では、弊所の歩みを振り返る特集企画を展開しています。今回は、2月号に続き、2019年から2020年にかけての出来を取り上げます。この時期のキーワードは「個人から組織へ」。人員体制の強化とあわせて、個人事業主から法人組織への改組を行い、大きな転換期を迎えるました。

2019年(5年目) 組織体制の強化と 実務書出版への挑戦

従業員：8名
事務所：2LDKマンション(4代目事務所)
年商：3,000万円程度

業務量の増加に伴い、人員体制の強化が必要となりました。そこで社員2名をチーム長に任命し、各チーム3名体制の構築を目指した人員計画を打ち出しました。そして、初のパート採用活動を実施し、4名のパート従業員を迎えることができました。

当時、私を含む社員はいずれも採用面接の経験が浅く、能力重視の採用というよりは、人柄を重視した採用を行わざるを得ませんでした。しかし、この「人柄採用」は結果的に大きな成果をもたらしたと考えています。

2つのチームができたことで、各チーム内で日常業務(顧客対応、申請業務、行政機関とのやりとり)を完結できる体制が整い、私は新規開拓営業に専念できるようになりました。トラック協会でのセミナー開催をはじめ、飛び込み営業、テレアポ、DM営業など、多様な営業活動に注力した結果、この年は売上が大きく伸長しました。

また、同年には「特殊車両通行許可申請」をテーマとした書籍の出版を目指すようになりました。当時、この制度に関する実務書は存在せず、国土交通省の公表するマニュアル

ルに頼るしか情報源がありませんでした。そこで、行政書士の実務に即した内容で、より実践的な書籍を世に出したいと考え、出版企画書を作成し、出版社への営業活動を開始しました。約20社にアプローチした結果、2社から興味を示され、最終的にはそのうちの1社と出版契約を結ぶことができました。

実際に原稿執筆を進める中で、日々の業務で行っていることを言語化する難しさを痛感したことを、今でも強く記憶しています。



2020年1月初版
(税務経理協会)

2020年(6年目) 全国展開を見据えた 基盤づくり

従業員：10名
事務所：2LDKマンション(4代目事務所)
年商：3,600万円程度

前年に組織体制の強化を図ったことを踏まえ、2020年はサービスの全国展開を見据えた「足掛かりの年」と位置づけ、さまざまな施策に取り組みました。

まず一つ目は、業界内の認知拡大です。物流業界紙への記事提供や取材対応、トラック協会などの研修会に講師として登壇するなど、積極的に露出機会を増やし、自社の存

好評
発売中！

全国の書店
Amazonなどで
お求めください！



4代目事務所

在を広く知っていただくことを目指しました。

二つ目は、他業種との協業関係の構築です。主に運送事業者を顧客としている他業種の方々と関係性を深め、相互紹介ができるネットワークづくりを進めました。当時、営業担当は私ひとりだったため、同じ顧客層をターゲットにしている他業種からの紹介は非常に心強く、大きな支えとなりました。また、こうした紹介によって生まれるご縁は、飛び込み営業やテレアポ、DM営業と比べて商談の成立率が高く、売上の拡大に直結しました。

これらの取り組みが功を奏し、従来は関東圏に限られていた顧客層が、東北・東海・関西へと着実に広がっていました。

さらにこの年は、個人事業主から法人への移行も果たしました。初めての法人登記や、厚生年金・健康保険への加入が実現したことは、今でも強く印象に残っています。個人を看板にしていた事務所が、組織としての形を持ち、法人としての信頼性と体制を備えていく過程は、嬉しさとともに、どこか「自分の事務所でありながら、もう自分だけのものではない」という不思議な感覚を覚えました。

このように、2020年は全国展開を見据えた認知拡大・連携強化・法人化を通じて、次なるステージへ向けた基盤を築いた一年となりました。

前号までの「さくマガ！」では、「改正貨物自動車運送事業法（改正トラック法）」について解説してきました。今回は、それと並んで押さえておくべき重要な法律である「物資の流通の効率化に関する法律（物流効率化法）」を取り上げ、物流効率化法において運送事業者が対応すべきポイントについて解説します。

物流効率化法では、「積載効率の向上等」、「荷待ち時間の短縮」、「荷役等時間の短縮」、「実効性確保」を目指しています。これを実現するため、運送事業者等に右表の取組を課しています。

具体的には、すべての運送事業者に対して努力義務が課されるほか、一定規模以上の運送事業者（「特定事業者」）に対しては、より厳格な義務が課される仕組みとなっています。さらに特定事業者は、努力義務の取組状況が不十分である場合、国から当該措置の実施を促す「勧告」が行われることもあります。

佐久間の私見！

物流効率化法における努力義務のうち、「積載効率の向上」と「実効性の確保」は、主に運送事業者を対象としたものです。これらの実現に向けては、「求車求貨プラットフォーム」や「AI等を搭載した配車計画作成システム」といったデジタルツールの活用が有効と考えられます。

また、取引関係にある荷主や倉庫事業者に対して課されている努力義務の内容を把握しておくことも、運送事業者にとって重要です。相互の役割を理解することで、現場での調整や連携が円滑になるでしょう。

佐久間の部屋

全国行政書士法人会の理事を拝命

佐久間、理事になる

私、佐久間は、2025年4月より全国行政書士法人会の理事を拝命いたしました。

全国行政書士法人会は、行政書士法人の健全な事業運営を通じて、行政書士制度および業界全体の成長・発展に寄与することを目的とした、行政書士法人の代表者による任意団体です。今回選出された理事は全国

◆すべての貨物自動車運送事業者の努力義務

努力義務	取組内容
積載効率の向上等	<ul style="list-style-type: none"> 複数の荷主の貨物の積み合わせ、輸送網の集約 配送の共同化 復荷（帰り荷）の確保による実車率の向上 配車・運行計画の最適化 輸送量に応じた大型車両の導入
実効性の確保のための事項	<ul style="list-style-type: none"> 積載効率の状況や取組の効果の把握 関係事業者間での連携推進 過積載等関係法令の遵守 取引先に対する標準仕様パレット活用、共同輸配送等の提案実施 物流データの標準化の取組

2025年度
から

◆一定規模以上（保有車両台数150台以上等）の貨物自動車運送事業者の義務

義務	取組内容
中長期的な計画を作成	<p>「運転者一人当たりの一回の運送ごとの貨物の重量の増加」、「運転者の荷待ち時間の短縮」、「運転者の荷役等時間の短縮」に関し、以下の事項を記載</p> <p>(i) 実施する措置 (ii) 具体的な措置の内容・目標等 (iii) 実施時期等 (iv) 参考事項</p>
定期報告	<p>毎年度、「努力義務」の実施の状況に関して、以下の事項を報告する必要</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者の判断基準の遵守状況（チェックリスト形式） 関連事業者との連携状況等の判断基準と関連した取組に関する状況（自由記述） 荷待ち時間等の状況【荷主・連鎖化事業者・倉庫業者】

2026年度
から

出所：国土交通省等「物流効率化法の規制的措置について」（令和7年3月）

今回の「さくマガ！」では、運送事業者に着目し、物流効率化法の努力義務の内容を紹介しました。次号では、荷主や倉庫事業者の努力義務を紹介します。運送事業者の取引先にどのような義務が課されているかを把握することで、今後の円滑な取引に繋げましょう。



で11名、私はそのうちの一人として、会員増強委員会を担当することとなりました。

課題と今後の取組

令和7年4月1日時点において、全国の行政書士登録者数は52,734名、そのうち法人として活動しているのは1,516事務所にとどまっています。個人事業主が多い業界の中で、法人化された事務所はまだ少数

派ではありますが、行政書士が「一人」でも行政書士法人を設立できるようになったことから、今後は法人設立数の増加が見込まれています。

こうした状況のなかで、行政書士制度と業界の健全な発展を促すには、全国行政書士法人会としての組織力の拡充が急務です。会員増強委員会の一員として、その使命を果たせるよう、2年間の任期を全うしてまいります。